

〔注〕平成28年3月から改正経過を注記した。

改正

平成21年3月31日規則第22号

平成28年3月31日規則第20号

周南市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行について、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 省令第16条第1項の開発行為許可申請書には、法第30条第2項に規定する書面及び省令第17条に規定する図書のほか、次に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第4号及び第5号に掲げるものを除く。）を添えなければならない

- (1) 開発行為をする土地の登記事項証明書
- (2) 開発行為をする土地の公図の写し
- (3) 開発行為をする土地の求積図
- (4) 申請書の資力及び信用に関する申告書（別記第1号様式）
- (5) 工事施行者の能力に関する申告書（別記第2号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(開発行為許可書の交付)

第3条 市長は、法第29条の規定による許可（以下「開発許可」という。）をしたときは、開発行為許可書（別記第3号様式）を申請者に交付する。

(工事着手の届出)

第4条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに工事着手届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(開発行為許可済標識の掲示)

第5条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に開発行為許可済標識（別記第5号様式）を掲示しておかなければならない。

(開発行為の変更の許可の申請)

第6条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（別記第6号様式）によらなければならない。

2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、第2条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えなければならない。

3 市長は、法第35条の2第1項の規定による変更の許可をしたときは、開発行為変更許可書（別記第7号様式）を申請者に交付する。

(開発行為の変更の届出)

第7条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第8条 法第36条第1項の届出は、省令第29条の規定する届出書に、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 工程写真及び完成写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(工事完了の公告)

第9条 省令第31条に規定する公告は、周南市公告式条例（平成15年条例第3号）の例による。

(建築制限等の適用除外の申請)

第10条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、建築着工承認申請書（別記第9号様式）又は建設着工承認申請書（別記第9号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置を表示する図面
- (2) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 各階平面図及び2面以上の建築物又は特定工作物の立面図で縮尺200分の1以上のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請による承認をしたときは、承認書（別記第10号様式）を申請者に交付する。

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書)

第11条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事を廃止したときの土地の状況を表示する図面及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(建築物の特例許可の申請)

第12条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（別記第11号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面
- (2) 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
- (3) 各階平面図及び2面以上の建築物の立面図で縮尺200分の1以上のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請による許可をしたときは、許可書（別記第12号様式）を申請者に交付する。
(予定建築物等以外の建築物の許可の申請)

第13条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（別記第13号様式）に敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請による許可をしたときは、許可書（別記第14号様式）を申請者に交付する。
(地位の承継の届出)

第14条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、速やかに地位承継届（別記第15号様式）に地位を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(地位の承継の承認の申請)

第15条 法第45条の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（別記第16号様式）に次に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発行為の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第2号に掲げるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書（別記第1号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請による承認をしたときは、地位承継承認書（別記第17号様式）を申請者に交付する。

（開発登録簿）

第16条 法第46条の規定による開発登録簿（以下「登録簿」という。）の省令第36条第1項の規定による調書は、別記第18号様式とする。

（閲覧所の設置）

第17条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を開発指導担当課内に設ける。

（登録簿の写しの交付）

第18条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿写し交付請求書（別記第19号様式）を市長に提出しなければならない。

（閲覧時間）

第19条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（定期休日）

第20条 閲覧所の定期休日は、周南市の休日を定める条例（平成15年周南市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（臨時の休日等）

第21条 市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧手続）

第22条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

（登録簿の持出禁止）

第23条 登録簿は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の請求)

第25条 省令第60条に規定する書面の交付を請求しようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書等交付請求書（別記第20号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 敷地の位置を表示する図面

(2) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの

(3) 各階平面図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(書類等の様式)

第26条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 省令第16条第2項の設計説明書 別記第21号様式

(2) 省令第17条第1項第3号の相当数の同意を得たことを証する書類 別記第22号様式

(3) 省令第17条第1項第4号の省令第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類
別記第23号様式

(4) 法第34条第13号の規定による既存の権利の届出 別記第24号様式

(5) 法第34条の2第1項の規定による協議申出 別記第25号様式

(6) 法第34条の2第2項において準用する法第41条第2項ただし書の規定による許可申請 別記第11号様式

(7) 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議申出 別記第6号様式

(8) 法第42条第2項の規定による協議申出 別記第13号様式

(9) 法第43条第1項の規定による開発区域外の土地における建築物の建築等の許可書 別記第26号様式

(10) 法第43条第3項の規定による協議申出 別記第27号様式

(11) 法第82条第2項の身分を示す証明書 別記第28号様式

(申請書等の提出部数)

第27条 法、省令又はこの規則により市長に提出する申請書等及びこれに添付する図書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、第18条の規定による登録簿の写し交付請求書及び第25条の規定による開発行為又は建築等に関する証明書等交付請求書にあっては1部とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている改正前の周南市都市計画法施行細則の規定による別記第3号様式、別記第7号様式、別記第10号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第17号様式及び別記第26号様式については、当分の間、所要の調整の上、改正後の周南市都市計画法施行細則の規定による別記第3号様式、別記第7号様式、別記第10号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第17号様式及び別記第26号様式として使用することができる。

別記第1号様式（第2条、第15条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

別記第3号様式（第3条関係）

別記第4号様式（第4条関係）

別記第5号様式（第5条関係）

別記第6号様式（第6条、第26条関係）

別記第7号様式（第6条関係）

別記第8号様式（第7条関係）

別記第9号様式（第10条関係）

別記第10号様式（第10条関係）

別記第11号様式（第12条、第26条関係）

別記第12号様式（第12条関係）

別記第13号様式（第13条、第26条関係）

別記第14号様式（第13条関係）

別記第15号様式（第14条関係）

別記第16号様式（第15条関係）

別記第17号様式（第15条関係）

別記第18号様式 (第16条関係)

別記第19号様式 (第18条関係)

別記第20号様式 (第25条関係)

別記第21号様式 (第26条関係)

別記第22号様式 (第26条関係)

別記第23号様式 (第26条関係)

別記第24号様式 (第26条関係)

別記第25号様式 (第26条関係)

別記第26号様式 (第26条関係)

別記第27号様式 (第26条関係)

別記第28号様式 (第26条関係)